

「学校法人京都精華大学ハラスメントの防止・対策に関する規程」

2007年5月26日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都精華大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントを未然に防止し、学生および従業者が個人として尊重され、能力と個性を発揮できる教育、研究および業務等を快適な環境で遂行できることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程(以下「本規程」という。)による用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント

性別、信条、国籍、民族、職業、身体的特徴等の属性および人格に関わる事項等に関する言動や行為により、相手方に不利益や不快感を与え、その尊厳を損なう行為等をいう。

(2) ハラスメントの種類

① セクシュアル・ハラスメント

性的要求や言動が、個人の職務遂行を不当に阻害し、不快感を与え、修学就労や教育研究環境を著しく害する行為等を指す。

② アカデミックハラスメント

教育等の権威的または優越的地位にある者が、その優位な立場や権限を濫用し、または逸脱して、その指導等を受ける者の学修研究意欲および学修研究環境を著しく阻害する行為等を指す。

③ パワーハラスメント

職務的優越的地位にある者が、その地位および職務上の権限を濫用し、または逸脱して、その部下や同僚の就労意欲および就労環境を著しく阻害する行為等を指す。

④ その他のハラスメント(モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント等)

(3) 本規程が適用されるのは以下の学生および従業者とする。

① 学生

学部学生、大学院生、科目等履修生、研究生、および聴講生など本学で教育を受ける者

② 従業者

専任教職員、特任教員、嘱託教員、嘱託職員、非常勤講師、アルバイト、派遣職員等本学で就労する者

(禁止事項)

第3条 ハラスメントは、学生の就学意欲や従業者の就労意欲を阻害し、本学の秩序を乱し、学内の環境を悪化させ、重大な人権侵害を引き起こす危険があることを認識し、学生および従業者はいかなる場合においても、ハラスメントに該当する、あるいは該当すると疑われる行為を行ってはならない。

(監督者の責務)

第4条 学生および従業者を監督する地位にある者は、ハラスメントの防止および排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(委員会)

第5条 ハラスメントの防止のために、本学に以下の委員会等を置く。

- (1) ハラスメント防止・対策委員会
 - (2) ハラスメント調査委員会
 - (3) ハラスメント調停委員会
- 2 前項の各委員会に関する規程は別に定める。

(措置)

第6条 理事長は、前条の委員会よりハラスメントの処分および環境改善のために取るべき措置、その他事案等の対応策について報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずる。

- 2 前項のうち、従業者の処分については各就業規則に基づく懲戒条項をもってこれを行う。また、学生については学則に基づき学長が行う。

(ハラスメント相談員)

第7条 第2条に該当する行為による被害を救済するため、ハラスメント相談員を置く。

- 2 ハラスメント相談員に関する規程は別に定める。

(協力依頼)

第8条 以下に掲げる者がハラスメントに係る問題の当事者である場合、学長は、当該の者の所属組織に対して必要な措置を求めるものとする。

- (1) 本学に駐在する業務委託先からの派遣者、取引業者およびその従業者。
- (2) 前号に掲げる他、学長において措置の必要を認める者。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、ハラスメント防止・対策委員会の議を経て、常務理事会において行う。

附 則

この規程は、2007年5月26日に制定し、同日より施行する。